	第	3 [	回 栗	原		<b>山</b>	合	併	協	議:	会	会議	······································	ł			
召集年月日	平成	15年	<b>₹</b> 8,	月 2	8 E	] (7	木曜日	)	午前	前10	時(	0分					
召集の場所 瀬峰町「テアリホール」																	
開閉会の日時	開会	平点	戈 15 年	= 8,	月 2	8日	(木)	午i	前 10	時 00	)分	会	長	菅	原	郁	夫
及び宣告人	閉会	平瓦	戈 15 年	E 8 .	月 2	28 日	(木)	午往	<b>美</b> C	時 33	分	副会	長	千	葉	德	穗
出 席 者	職	名			E	<u> </u>		名		職	; :	名		氏		ء	1
	会		長	菅		原	郁		夫	委		員	菅	原	Ī		佑
	副	숝	長	千		葉	德		穗		"		遠	菔	<u>t</u>		實
		"		佐	々	木	幸		_		"		中	金	<b></b>	泰	_
	委		員	大		関	健		_		"		茂	与	₹	文	男
		"		中		嶋	次		男		"		長	谷川		厚	子
		"		佐		藤	覚	次	郎		"		白	鳥	<u> </u>	英	敏
		"		山		田	悦		郎		"		Ξ	浦	İ	徹	也
		"		葛		岡	重		利		"		中	Щ	늴	太	_
		"		佐		藤	小	弥	太		"		高	村	<b>5</b>	伸	幸
		"		鹿		野	清		_		"		佐	唐	<u>t</u>	多	惠子
		"		佐		藤	千		昭		"		武	В	3	正	道
		"		鈴		木			守		"		海	老田	3	慶	子
		"		石		Ш	正		運		"		白	焦	<u> </u>	文	雄
		"		佐		藤	平		義		"		山	木	ţ	喜	久 夫
		"		高		橋	義		雄		"		佐	セ オ	7	昭	雄
		"		千		葉			久		"		津	菔	英	或	男
		"		千		葉	伍		郎		"		須	菔	英		茂
		"		太		斎	俊		夫		"		伊	菔	Į.	竹	志
		"		佐		藤	幸		生		"		後	唐	t R	和	廣
		"		佐		藤	重		美		"		飯	В	3		明
		"		高		橋	久		伍		"		白	焦	<u>=</u>	_	彦
		"		佐	々	木	幸		男		"		千	亨	ŧ	和	恵
		"		大		内			朗		"		中	俏	ž.	彦	登
		"		菅		原			登		"		佐	唐	Ę Ķ	利	郎
		"		小		岩	誠		_		"		藤	村	<b>5</b>	俊	五
		"		高		橋	光		治		"		鈴	オ	ς	国	雄

欠 席 者						
その他出席者	幹 事 長	大 場	秀也	調整第1班長	鈴木	秀博
	副幹事長	佐 藤	重博	調整第2班長	小 野 寺	桂 一
	事 務 局 長	鈴木	正志	総務第1班員	武 田	利 喜 夫
	次長(総務担当)	阿 部	貴 夫	総務第1班員	高 橋	良 通
	次長(計画担当)	二階堂	秀 紀	総務第1班員	千 田	達
	次長(調整担当)	千 葉	浩 文	総務第2班員	佐々木	貴 徳
	次長(調整担当)	濁 沼	栄 一	総務第2班員	伊 藤	大 輔
	総務第1班長	千 葉	雅 樹	計画第1班員	高 橋	- 人
	総務第2班長	小 野 寺	世 洋	調整第1版員	片 倉	茂
	計画第1班長	高 橋	正 淑	調整第2班員	栗 原	聡
	計画第2班長	菅 原	昭 憲			
会議の概要	別紙のとおり					
会議録署名委員	委 員	佐 藤	重美	委 員	大 内	朗
傍 聴	一般 31名	報道	4 社			

# 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報 告
- 5 協 議

協議第 5号 合併の期日について

協議第 6号 新市の名称について

協議第 7号 電算システム事業について

6 提 案

協議第 8号 新市の事務所の位置について

協議第 9号 慣行の取扱いについて

協議第10号 行政区の取扱いについて

協議第11号 広報・広聴関係事業について

7 その他

8 閉 会

## 1. 開 会 午前10時00分

**鈴木事務局長** それでは、ただいまから第3回栗原地域合併推進協議会を開催いたします。

#### 2.挨 拶

**鈴木事務局長** 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりごあいさつを申し上げます。

**菅原会長** 皆さん、おはようございます。

第3回目の栗原地域合併協議会を開会申し上げました。

きょうは、この協議会、持ち回りで各町村で実施をしようという計画をいたしまして、きょうはその 持ち回りの第1回目の会議ということで、瀬峰町さんから会場をご提供賜りまして、このテアリホール で開会をすることになりました。このことは今栗原郡の町村合併について大変地域住民の方々が関心を 持っております。身近な場所でこのような協議会を開会するということになりますと、当然関心を持っ ておる方々、その地域の方々、この協議会に傍聴も簡単といいますか、できるのではないのかなという ふうなことを考えながら、このような持ち回りということにもいたしましたし、そしてまたその地域の 方々に対しましてできるだけ傍聴の参加をしていただきたいというようなことの願いを込めながら持ち 回りもいたしたものでございます。

さて、去る8月23日でございました。町村合併の全国リレーシンポジウム東北会場が盛岡市で行われました。委員皆様方にも多数ご参加を賜りまして大変有意義なシンポジウムに参加させていただきましたこと、これまた皆さん方大変ご苦労様でございました。お礼を申し上げてまいりたいと思います。

さて、本日の第3回の栗原地域の合併協議会は、去る第2回の協議会の際に、既に協議事項といたしまして協議第5号合併の期日について、それから協議第6号新市の名称について、協議第7号として電算システム事業についてというふうなことについて、既に第2回の協議会の際に説明をいたしまして、持ち帰りご検討を賜るというようなことで終わったわけでございます。きょうは、それら協議事項を議題に供しまして、細部にわたりまして協議をしてまいりたいというふうに思いますし、なおかつまた今度は提案いたします案件、協議第8号から第11号まで、これはきょう提案いたしましてご説明で終わります。そして、8号から11号は次回のいわゆる9月19日に予定をいたしております第4回の合併協議会の際にこれらは詳細今度は議題に供しまして審議をしてまいるというふうな方法をとってまいりたいと思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げる次第でございます。どうかひとつ第3回、第4回といろんな難しい審議事項がたくさん出てまいります。皆さんのご協力によりましてこれら審議、スムーズに審議が行われますようにご協力を賜りながら、開会に先立ちましての会長からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

## **鈴木事務局長** どうも大変ありがとうございました。

これより会議に入りますが、現時点で委員52名中50名の委員さんに出席をいただいておりまして、協議会規約に定める定足数を超えてございます。

それでは、早速会議に入るわけですけれども、協議会規約によりまして会長が議長となると定められております。議事進行につきましては菅原会長にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

**議長** それでは、毎回でございますが、定めによりまして私が議長職をやらせていただきます。よるしくお願いします。

それでは、ただいまから第3回栗原地域合併協議会の開会をいたします。

直ちに、皆さんのお手元に配付いたしております会議次第に従いながら進行してまいりますのでよろ しくご協力のほどお願い申し上げます。

### 3 . 会議録署名委員の指名

**議長** それでは、3番目の会議録署名委員の指名についてでございます。

例によりまして議長から指名することにしてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**議長** 異議がないものと認めます。それでは、私の方から指名をさせていただきます。

それでは、指名いたします。一迫町から選出されれております佐藤重美委員、鶯沢町から選出されております大内 朗委員両名を指名いたします。よろしくお願いします。

# 4.報告事項

議長 それでは、次の4番目、報告事項に入ります。

これは会長の方から報告をさせていただきます。と申しますのは、第2回の合併協議会の際に報告事項といたしまして報告第13号の栗原地域合併協議会開催スケジュール、それから栗原地域合併協議会の幹事会規程の一部改正等が審議されました。続いて、協議に入りまして協議第1号の新市建設計画策定基本方針について、この基本方針の中でいろいろとご審議を賜りまして、会議の中で町村長会議に一任をしていただきたいというようなことでご了承を賜りまして会議を閉じました。その後、早速町村長会議を開催いたしまして、これらについて取りまとめました。このことについてご報告をさせていただきます。

まず一つは、まちづくり検討委員会の設置、それから意向調査の対象年齢の取り扱い、もう一つには 町村長会議の位置づけ、それから町村長会議の会議録の公開に関していかにするかといったようなこと についてご質問等がございました。そのことについて、8月11日、町村長会議を開催いたしまして、 取りまとめましたのでご報告をさせていただきます。

まず、まちづくり検討委員会についてでございますが、このことについては委員会の中で大分論議されました。その委員の選出方法についているいろとご意見があったわけでございますが、その委員の選出方法についてまずもってこの町村長に一任をしていただきたいというようなことで一任をさせていただいておったわけでございます。そのことについて論議をいたしました。この委員の選出方法については、まちづくり検討委員会の規程の中に町村長が推薦する委員が10名ございます。それから、各団体

から推薦を依頼して選出する委員が10名ございます。まず、いわゆる町村長が推薦する委員の選出方法でございますが、これは現在各町村から2名の学識経験者の委員の方々が出ております。現在、20名の委員がおるわけでございますが、その各町村から出てきております2名のうちの1名をまちづくり検討委員会の町村長が推薦する委員にするということにいたしました。後でこれは2名ずつ各町村から出ておりますので、2名のうちどなたかお話し合いをしていただきまして、1名を出していただきまして、その方々をまちづくり検討委員会のいわゆる町村長推薦委員の1人ということで委員として出すということにいたしました。

それから、もう一つは、先ほど申し上げましたように、いわゆる推薦を依頼いたしまして選出していただきます10名の委員、この推薦を依頼する団体は栗原青年会議所、それから栗原郡のPTA連合会、栗原郡の連合青年団、JA栗っこ青年部・女性部というようなことで、それぞれ委員を依頼いたしまして10名を出すわけですが、その中に委員の中からご発言がございまして、労働団体からもぜひ出していただきたいというふうなご意見がございました。このことについて協議をいたした訳でございますが、確かに労働団体の委員から出すということも当然であろうと存じますが、今申し上げました団体以外にも栗原郡内にはいろんな団体がたくさんあります。そういたしますと、それら各種団体を網羅するということも大変難しいというふうなこと。それから、今お話し申し上げましたこれら団体から依頼をして出していただきます委員の方々、当然この方々も労働者であるというふうなことからいたしまして、今回のいわゆる依頼する団体はこの規則でもって定めた団体をもって依頼をするということにいたしました。ひとつご了解を賜りたいというふうに思う次第でございます。

それから、もう一つは、新市建設計画の策定基本方針の中にまちづくり住民意向調査の実施要綱というのがございまして、住民意向調査をすることにいたしました。その住民調査をする際の対象年齢、これを20歳ということに定めておったわけですが、この年齢を引き下げて調査をしてはどうかといったようなご意見、いわゆる16歳以上とすべきというご意見がありました。このことについても町村長会で協議をいたしまして、その結果、いわゆる今までいろいろと町村合併等についての説明会、いろんな資料の配布等について、これは当然20歳以上を対象といたしまして各町村で今日まで説明会なり資料の提供なりこういうものをやってまいりましたので、16歳以上ということになりますと、ほとんど説明会もしておらない。また、そういう方々に対する対処もしておらないということからいたしまして、今回の調査もアンケート調査と同様、20歳以上の対象者をもって調査をするということに決定をさせていただきました。

それから、もう一つでございますが、町村長会議の位置づけということでございますが、これは前回の委員会の際にも私の方から申し上げたわけでございますが、やはりこの町村長というものはいろいろと町村合併なり、それからいろんな議会に提案する事項なり、いろいろと町村長としての立場から協議をしていかなければならないものがたくさんあるということ。それから、協議会に提案する前の事務局提案、ひいてはいろんなご意見を承って成案いたしました案件、こういうものを提案する際に、当然これは町村長としても協議をいたしまして、成案をして提案するべきであろうということで、そのような事前に協議をするということは当然であるということからいたしまして、町村長会議というものは今後も継続してまいりたいというような結論でございます。

なお、町村長会議の際のいわゆる傍聴ということになるわけですが、これらは傍聴ということまでは

いかないが、終わった後の会議録の公開、こういうものは当然公開すべきであるということにいたしました。そういうことにいたしまして、今後町村長会議の協議いたしました内容の会議録については、公開の要請をされた場合はこれらは公開をしてまいるということにいたしましたので、以上前回の第2回の協議会の際に町村長会議に一任された分、そしてまた町村長会議としての結論、こういうものを申し上げてまいりたいというふうに思いますので、よろしくひとつこの報告事項をご了承賜りますことをお願い申し上げて報告事項を終わります。

はい、どうぞ。

# **千葉伍郎委員** 栗駒の千葉です。

今報告事項についてお話がありました。いわゆる検討委員会の委員の選出について、私の質問はどういう基準でこの主団体を選出をしたのですかと。そして、組織人数などはどういうふうに認識されているんでしょうかということを中心にしてお話をして、今言ったように郡内のPTAから4人だと、こういうような話などもありましたので、労働団体とか労働者だとかという言葉で一般的に言われれば身もふたもないんですけれども、少なくともどういう認識をされているのかということ。では、今公式に明らかにされている、認知をされているそうした労働団体は何団体で何名だという認識の上に立って今みたいな回答になったものか。あるいは、先ほど来言いましたように、どういう基準でこのまちづくり検討委員会の委員の選出をしたのかという基本が経過の中に示されておりません。したがって、そこまで踏み込んでお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、やっぱりこれから議論になると思うんですが、いわゆる町村長一任という方式ですね。結果として町村長会議の会議録を公開するということになりましたから、ある程度全体の議論の仕方について検証することができますが、少なくともこの合併という極めて大事なことを町村長に一任をしてしまうということではなくて、やっぱりこれからの進め方は議論は議論として、この協議会が最高決議機関でありますから、ここで議論をする。決められた時間にどうしても結論が得られないという場合については、次回ないし次々回という形、そしてあるいは期限的にあってどうしてもできないという場合については、民主的に採決をするものは採決をすると、こういうやっぱりこの協議会を中心にしてさまざまな決定を試みていただきたいなということで、直接提案するという町村長の提案権は持っておりますが、組織図の中では明確にされていない町村長会議が一任を取りつけて今のような形で事がどんどん進んでいくというのは私はいかがかなというふうに思いますので、今後の進め方、協議会での議論の仕方、こういうことも含めまして私は会長を含めて事務当局の再考を求めたいというふうに思います。以上です。

**議長** 前回の協議会の際にもまちづくり検討委員会のいわゆる推薦団体といいますか、依頼する団体についているいろ事務当局の方からも説明をいたしました。まさしく先ほどの私の回答の中にも栗原郡内にはこれ以外の団体もたくさんあります。そういう方々をいかにするかとなりますと、これまた難しい分野がありますので、差し当たって今回のまちづくり検討委員会の団体の方はいわゆるこの四つの団体で推薦をしてまいりたいというふうなことで決定をさせました。いずれこの内容については事務局の方からも説明をさせます。ひとつ説明をしてください。

**二階堂事務局次長** それでは、まちづくり検討委員会の推薦団体、この四つの団体を選んだ経過といいますか、それをご説明したいと思います。

まず、構成ですが、栗原青年会議所の構成人数が38名でございます。栗原郡PTA連合会が5,976名、栗原郡連合青年団が、確定ではないですけれども、約150名ということでの回答をもらっています。JA栗っこ青年部・女性部合わせまして2,974名の構成員ということになっております。そのほかに労働団体も調べましたが、平成13年の数字で恐縮ですが、43団体ございまして、その中に栗原が関係しているという団体が6団体ございます。合わせまして、重複して加盟している方もあろうかと思いますが、約9,000人ほどおられます。それで、この四つの団体を選んだ経過ですが、現在の栗原の課題といいますと、産業の活性化なり少子高齢化対策等々があるわけです。そういった中で、まず栗原青年会議所につきましては、商業・工業分野ということで産業分野で選ばせていただきました。それからJA栗っこ関係は農業関係ということで、農業・商業・工業、この三つの部門の関係する団体ということで選んだものです。さらには、子育て世代ということですTAの関係団体を選んだと、そのほか連合青年団につきましては、将来を担う若い世代ということで連合青年団を選んだということで、このような経過でこの四つの団体を構成団体にしたいというような経過があったわけです。以上です。

#### **議長** 私からも若干の説明をさせていただきます。

2番目の内容。町村長会議に一任をしていただきたいというようなことで、前回の会議の際には一任をとりまして、ただいま報告したとおりです。審議の過程上、確かに町村長に一任を願いたいというようなことでこの会議を閉じるということ、これは確かに協議会の最終決定の事項については問題があると思います。しかし、なかなか結論を得ないという場合、やはり結論を出す一つの機関として、機構として町村長にお任せを願ったわけですが、今後にありましては、ただいま千葉委員がおっしゃいますように、できるだけ協議会の中で結論を得るようにしてまいりたいと思います。それでも、結論が出ない場合はやはり民主主義のルールに則りまして、採決によって決めていくというような方向がいいのかなというふうに会長も思っておりますので、そのような方向で進めていきたいと思いますし、なおかつまたその進め方において委員の皆様方からいろんなことでご意見があれば、ご意見に従いながら結論を得ていくというのが一番正しいやり方であろうと思いますので、できるだけそのような方向をたどりながら、これからの審議に当たってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

はい、千葉委員。

千葉伍郎委員 今検討委員の団体構成について報告をいただきました。例えば、青年会議所の関係は商工業だと。では、商工業の形でいけば青年会議所というよりも少なくとも商工団体の商工会が栗原郡内の組織としてあったのではないか。この組織の方が少なくとも組織人数からいいましてももっともっと多いはずです。38名という代表の方から出す。それから、PTAの4名でも今の話の中では5,000数百名、こういう程度の話です。ですから、私が言っているのは、少なくとも労働団体の場合でも公式に最低賃金の審議会とか、そういうところに入っている少なくとも団体、ご承知だと思うんですが、そういう団体の方々は同じ労働者だからいろんなところに重複するからということではなくて、少なくとも栗原郡内で働く人たちのまちづくりにおけるさまざまな課題、こういうものを解決する手段として、今言ったように組織された構成者が9,000名もいるわけですから、少なくとも私はそういうものの審議がなされないままにこういう形で原案どおりお願いをしますというだけが町村長会議の方に一任をした中身なんだろうかという、私はそうではないのではないかというふうに思っているんです。

ですから、ここはやっぱり私はきちっと再検討していただきたい、このように思います。

議長 この推薦団体から構成されるまちづくり検討委員会、これは決定機関ではありません。決定機関はあくまでもこの推進協議会でございますから。その協議会に提案をする前のご意見を伺って原案を作る一つの手段です。ですからして、決して労働団体からご意見を聞かなくても当然出てきた提案する案件についてのご意見は今度は皆さん方からご意見を頂戴いたしまして、新しいまちづくりのいわゆる新市計画、こういうものを作っていくはずですからして、どうかひとつ今回のいわゆるまちづくり検討委員会として規定いたしました団体、千葉委員のご意見ももっともでございますが、その団体で決定をするということでひとつご了解を賜りたいと思います。よろしくひとつお願いします。

事務局から若干の補足があるようでございます。それでは事務局。

**二階堂事務局次長** 商工会ということも考えました。ただ推薦依頼を申し上げるときに、栗原郡一つの団体ということで考えたときに青年会議所というふうに結論づけたわけでございます。各商工会、各町村にそれぞれあるわけですけれども、一つの組織ということで選んだわけでございます。

**議長** これは前回から異論がありまして、このように町村長に一任を願って検討いたした事項です。今後はなお協議会の中でもっと論議をしていきたいと思いますので、今回のまちづくり検討委員会の規則につきましては、以上の内容でひとつ意見を伺うというふうなことにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

**議長** ありがとうございました。それでは、そのように決定させてください。 それでは、次第に従いまして進みます。

報告事項は以上で終わります。

#### 5 . 協議事項

議長 続いて、5番目の協議事項に入ります。

前回、提案いたしまして事務局の方から説明をいたしておりました。皆さん恐らく前回の協議第5号から第7号までのいわゆる協議事項をお持ちになっておると思います。

それでは、これを順に従いましてこれから協議してまいります。

## 協議第5号 合併の期日について

議長 それでは、協議第5号合併の期日についてを協議議題に出します。

この合併期日については、前回の協議会の際に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入りたい と思いますが、ご質疑ある方、順次お願いを申し上げてまいりたいと思います。どうぞ、鶯沢の伊藤さん。

ちょっと今議事が進んでしまってあれなんですけれども、前回まだ議論していなかった問題が一つあったかと思うんですが、アンケートの問題について内容についてはどのようにされたんでしょうか。調査の内容については次回というふうに回されたと思うんですが、それについてはどうかというのが1

点。

**議長** この内容についても前回は了承を得たということで事務局の方では取り扱っております。もう既にこれは各町村にその内容をもって配布済みということになる.....(「それは次回では」と伊藤委員からの声あり)次回ということでなしに、この案件は前回の委員会で決定済みということにいたしたわけですが。対象年齢のみにおいていろいろとご異論がありました。そのことで、20歳を16歳にしてはということもございましたので。

伊藤竹志委員 では、了解しました。

議長 どうもありがとうございました。申しわけございません。

それでは、協議第5号合併の期日についてを議題とします。

ご質疑をお伺いしたいと思います。千葉委員。

**千葉伍郎委員** できるだけ後でお話ししようと思っているんですが、なかなか皆さんが手を挙げて 質問をしないものですから、先陣を切らせていただきます。

新市の期日の問題でありますが、まずこの考え方の基本に立つものは新しい市の誕生日をまず決めるという極めて厳粛な日にちを定めることが重要な議題になってきています。さらに、この期日によっては町議会議員の皆さん方は今後議論をしてまいりますから、特例措置だとかがございますからいろいろ議論されると思うんです。しかし、10カ町村の首長さんはこの14日を決定いたしますと自動的に公職で選ばれた方々が自動的に失職をするという、言ってみれば死刑宣告の日であります。したがって、非常に大事なことでありますので、私は基本的にはこうした大事なことを議題として直ちに決めていいのかどうか。この間、提案をされました五つの参考事項が記載をされておりました。一つ一つ点検をしてみますと、最終的には3番目の17年3月19日が瀬峰町の町長の任期が切れる。したがって、3月14日だと、こういうふうに私は読み取れたわけです。

問題は、そうしますと議会の議員は特例措置がございます。12日間、19日からしますと31日までの間に合併をするということになりますと、12日間。これは公選法、地方自治法の関係、あるいは今回の一連の全国的な合併の際にこの1カ月足らず、あるいは15日足らずの首長さん方の任期を考える特例措置などは今の時点ではないのかどうか。あるいは、今後もそういう状況が出てくるという状況が考えられないのかどうか。私は今の政治情勢からまいりますと、この問題はそう遠くない時期に、現実には法制化されておりませんが、これは話題になってくるだろうというふうに思っている。そうしますと、今ここで3月14日ということを決定付けてしまうというのがいいのかどうか。このことも含めて、私は合併期日の基本5項目のうちの一つであります。基本項目のやっぱり議論をするときには、例えば小委員会とか、どこかでもう少し詰めた議論をした上で協議会で決定をしていくという慎重な取り扱いをすべきではないのかというふうに私は思っているわけです。

ちなみに、参考までにお聞きをいたしますが、12日間ですから、こういう言い方をして大変失礼ですけれども、瀬峰町が無競争になるという場合には経費が幾らぐらいかかるんでしょうか。私は私なりに...

(議長より「ちょっと待ってください」の声あり)

ちょっと待ってください。人の話を聞いてください。そういうことになれば、10カ町村でそういう経費の問題を含めて、大事な合併でありますから、瀬峰町さんの首長さんの任期だけでこの日にちが決ま

ってしまうということではなくて、多方面から議論をして新しい市の誕生日を決める、区切りのいいと ころで決めるというような形での発想に立たないのかどうか。それらも含めて私は小委員会で議論して いかがものかなということを質問をしておきたいと思います。

議長 いろいろと持論を交えての質問なので難しい点もありますが、まず14日に定めたということについては、理由を付して先日ご提案申し上げました。確かに大切な合併です。今町村長の特例が後で出ないのか出るかというふうなことでございますが、これは現行法律に従った時点でもって考えていくということにいたしたものでございまして、今後出るか出ないかはまた後でこれは出た時点でも構わないと思いますが、恐らくは町村長の特例事項、これは出ないと思いますし、きょうも県庁から来ております参与として、何か鈴木さん、その点についてありますか。

**鈴木国雄委員** 首長の特例ということについては、今のところ耳にしていることはございません。 議長 ありがとうございました。

それでは、今千葉委員からいろいろと意見がございました。まさしく千葉委員の意見もそのとおりであろうと思いますが、小委員会をつくって検討してはというよりも全員で議論していった方がこれは大切なことでもありますので結構なことではないか、よいのではないかというようなことで提案をいたしておるものでございます。このことについて、皆さん何かご意見を持っておられる方がございましたらご質問賜ります。

伊藤竹志委員 合併の期日について特例期間ということで一回皆さんで確認はしているかと思うんですけれども、私が一番気になっているのは各分科会というのが幹事会の中で行われていると思うんですけれども、その進み具合ですとか、実際にそれまでにどれぐらいまで準備が進められるのかと、そういうところもまず一つ聞きたいというのが1点なんです。

あと、もう一つは、任意協議会のときから基本構想またはアンケート等をやりまして、町民から多くのやはリアンケートの中でご意見があったり、または疑問点や不安な点やいろいろあったと思うんですが、それも同時に解消していかなければいけないという課題も同時に背負っていると思うんです。前回、私もまちづくりで言った意見というのはそういう意見をどうするんだというのが本当の趣旨だと思いますから、そこらがちょっと異論はあるんですけれども、いずれにしてもそういう問題等も含まれていますので、今ここで特例期間なり決定ということよりも、事務方の方では準備が間に合うのか。または、事務方の方で町民が心配していることがクリアできるのか。または、どういう心配を抱えさせなければいけないのか。そういったことをやっぱり郡民及び町民に明示しながら、これは期日というのは決めていかなければいけない問題だと思うんです。ですから、そう簡単にはいかないのではないかなというのが率直な意見です。以上です。

## 議長 ありがとうございました。

今の特例法からいたしますと、平成17年3月31日、これが特例法の期限でございますので、この 14日を早くするということは幾らもできると思いますが、やはり早くするということはいろんなこと で異論があるはずです。ですから、これを遅くしても31日以内ということになるわけですので、14 日にしても、今千葉委員がおっしゃいましたように、10何日でしょうか、その後以外にない。当然、 この14日までには当然いろんなものをクリアいたしまして、事務局では間に合うように、というより も間に合うようにきちんとこれから論議をしながらいろんな書類なり、なおかつまた計画なりこういう ものはやってまいる自信があります。そうでなければ当然この期日、ですからこの期日をまず決めておいて、当然これはそれに間に合うようにこれから事務的な手続、こういうものをきちんとしていかなければならないものであろうというふうに思います。はい伊藤さん。

伊藤竹志委員 そういう意味で事実は確認はされていると思うんですけれども、ここではやはりまず各分科会、今どこまで進んで、どうなっているのかというのがまず見えないものですから、まずその資料を、きょうは無理でしょうけれども、まず示してほしいということです。あと、公共料金等はどういうふうになるのかということも分科会の中である程度出ているのであれば、そういうものも示してほしいと。まず、そういった中で、きょう決めるのではなくて、今菅原会長の方からおっしゃられたことはこれは前に確認されていることですので、改めてここで決定ということをしないで、まずそこから出して、明示してほしいと思いますのでお願いします。

**議長** それでは、分科会というのは、いわゆる各町村のいろんなそれぞれのいわゆる事務局で分科会をつくって議論をさせております。この進み方でございますが、今事務当局で説明できる範囲内において説明をさせます。

## **濁沼事務局次長** それでは、説明をさせていただきます。

合併協定項目、さきにお示ししましたように48項目ございます。この部分につきまして30の分科会を組織しております。それから、その上に13の専門部会を組織しております。そのおのおのの組織の中で合併協定項目48項目を今検討しております。この内容については、すべて一斉に協議をし、一斉に結論を出すという部分ではなくて、現に今分科会、専門部会で協議の過程の案件もあります。これらの案件につきましては、第15回までの協議会の中で各分科会、それから各専門部会で結論が出された、集約された内容を随時協議会に提出していくというような段取りになっています。

## 議長 よろしゅうございますか。

そのほか。(千葉伍郎委員より発言を求める声あり)ちょっと待ってください千葉さん。そのほかの 方々に聞きます。はい遠藤さん。

## 遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

この協議会の中で小委員会、当初考え方として4委員会の中でそれぞれで一応検討してみて、それから最終的にはこの協議会の52名で決定しますよということで私も理解しておったんですけれども、小委員会の任命、会長が委嘱するんですね。その辺の兼ね合いと、あと今までいろんな質疑を聞いていますと、なんか町長、議会に配慮した合併というように私には受け取れますけれども、だれが合併して得するのかというのはやはり住民のために合併するわけですよね。町長の任期がどうだろうと、我々議員の任期がどうあろうと、それはこちらに置いて、とにかく特例法のあるうちに合併しなければなりませんよという一つの方向が決まったわけです。その方向が決まった以上はそれに従ってやはり前向きに検討してもらわないと。

町長の任期が何で給料がどうのこうの、議会の議員の任期が切れるからどうのこうのという私は議論ではないと思いますので、その辺やはり、従って私もまたこれは要望なんですけれども、町村長10人の首長がいて、会長と副会長が理事者側に立って、あとの8人の町村長はそれぞれ委員の中にいるというのもこれまたおかしいシステムなんですね。やはり、町民のために合併しなければならないという一つの方向がなった以上は、町村長は少なくともリーダーシップをとる最高責任者ですよね。合併しよう

がしまいが町村長がひとつ最終的には責任を持つような、一つの政治姿勢として哲学を持ってほしいと、それだけ要望しますけれども。あとその小委員会の概要をお伺いします。

議長 事務局から答弁させます。

**濁沼事務局次長** 小委員会の付託の仕方、設置の仕方ですが、これは今の流れからいいますと、先ほど分科会、それから専門部会のお話をしました。この協議会に提案されます内容の集約は分科会、専門部会、その後に各町村の合併担当課長、助役さん方の幹事会、そこをくぐってきまして、最終的に案が集約されて協議会に提出ということになります。協議会の規程からいいますと、小委員会を組織し検討することができるという規定になっておりますけれども、これは分科会、専門部会、幹事会の中でこの案件については集約の段階で小委員会に付託する必要があるだろうという結論がなされた場合にこの協議会に小委員会にというような提出の仕方をしております。でありますから、別な言い方をしますと、分科会、専門部会、幹事会の中で小委員会に付託する必要がないと、逆に合併協議会の席で議論をすべきだというような方向が出された部分については、小委員会の付託というような提案の仕方はしておりません。

今回のこの合併の期日については、専門部会、それから幹事会等でいろんな議論がなされました。結論からいいますと、この問題については小委員会に付託して判断するものではないと。これは非常に住民に関係する大事な部分であるから、小委員会に付託せず、全体協議会、この席で議論をし、検討するのが最適であるという集約がされました。そういうことで、この合併の期日については小委員会に付託するというような表現をしておりません。ただ、前の協議会の中で事務局として小委員会に付託するという部分で考えられる案件はどういう内容があるかといいますと、一つとしては合併の期日、それから新市の名称、それから議会議員の任期等々が小委員会に付託して検討するという部分が考えられますというお話をしております。これはただ考えられる内容でありまして、最終的には専門部会、幹事会がどういう方向をつけるかということで、今回の合併の期日については全体協議会の中で議論するのが望ましいというような集約をされました。

議長 よろしゅうございますか。遠藤さん。

遠藤 實委員 といいますのは、小委員会は例えば事務局で今説明になりました名称とか、市役所の位置とか、あるいは議員のそれらについては、ある程度小委員会の中で検討してその方向を見出して、あとは協議会に諮りますよと。そういうふうな例えばとはなっていますけれども、私はそこが一番問題だと思うんです。したがって、その辺で少し検討する時間も欲しいのではないかと。ただ、ここで52名の協議会の委員で最終決定の機関ですよといっても、発言する人はごく限られた、もう決まりきった方のみなんですよね、はっきり申し上げまして。だから、そうしますと、なかなか町民代表の方々も良い意見を持っておりますし、また別な意見を持っている訳ですけれども、大体この雰囲気が悪いと。だから、私は前から言っていますけれども、やはり4部会なら4部会の小委員会をした場合には10名の中でやはり自分の考えをきちんと述べる雰囲気にもなりますし、この52名の、それにさらに事務局が20名、さらに報道機関もいるとなってくると、なかなか私自身はたまたま議会選出ですから発言しましたけれども、もっともっとすばらしい意見の方もたくさんいるわけです。その意見を出せるような雰囲気の会議も持って、最終的にはこの協議会でその方向に決定するというぜひシステムをとってほしいなと。したがって、小委員会といえば、すばらしいことだなと、私はそういう意見でございます。以上

です。

**議長** ほかにご意見は。それでは津藤委員。

津藤國男委員 瀬峰町の津藤といいます。

小委員会の件が出てきましたのでちょっとお尋ねをいたします。今朝ほど来てこの資料を見せていただきますと、新市の事務所の位置、あるいはそれらについて今日は提案のみで持ち帰って検討して、次回の協議会に諮るということなんですが、今小委員会の件が出ました。この小委員会というのはこの合併協議会の組織体系図の中にしっかりありますね。この中に例として新市の名称検討委員会、あるいは位置、それから議員の特例の検討委員会、これらについてはこういう小委員会でやりますよと、こういう体系図がきちっと示されてあります。ところが、今回の新市の事務所の位置、それらについてはここの資料の中にきちっと出ているんです。ということは、検討委員会にかけなくても、もう事務局でまとまってあるんですよと、この形で進んでいきますよというようなそういう考え方だと私は思っておりました。ところが、今の説明を聞きますと、小委員会に付託するものは付託すると。しなければならない。付託しなくてもこの協議会で全員の中で協議をしていく。この辺のところはどうも体系図と食い違いが出てきていますよね。これら小委員会というのはいつどこでどのように指名されて、どのようにつくるのか。それを示してください。

**議長** ここで暫時休憩をいたします。

今ほぼ11時5分前でございますので、11時5分まで10分間休憩します。

午前 1 0 時 5 5 分 休憩 午前 1 1 時 0 7 分 再開

**議長** それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

瀬峰町の津藤委員から質問がございましたことについて事務局から答弁をさせます。

**鈴木事務局長** ただいまのご質問ありました小委員会の考え方といいますか、位置付けといいますか、それについてでございます。たしか第2回目の協議会の席で組織体系図としてお示しした中に小委員会という組織を明示しまして、例ということで、これはあくまで先進事例を参考に、では例えば小委員会というのは一体どういうことをするんだということを参考という形でお示ししております。その中には新市の名称とか、市役所の位置とか、議員の特例等の検討委員会が考えられますよということで明示したところでございます。この小委員会そのものについては、規約にもございますとおり、協議会が必要と考える事項について、必要だと、これは小委員会で検討すべきだという部分については小委員会を設置し、協議会は担任分の一部について調査審議を行うため委員をもって組織する小委員会を置くことができると。この協議会の中でこれはやはり小委員会に付託すべきだと、設置すべきだということであれば、その小委員会をもってその案件について調査審議をするという位置づけでございます。

**議長** 今説明したとおりですが、この合併期日については、10人の町村長が提案する前に協議をいたしまして、これは協議会全体で協議しても良いのではないかといったようなことでこのような提案方法を考えた訳でございまして、当初から小委員会を設けてこれは議論をするということではございませんでした。あくまでもさきほど申し上げましたように、小委員会の設置、付託、これは協議会の皆さ

んのいわゆる考え方、これによって決めていかなければならないものであろうというふうに思います。 はい、津藤さん。

津藤國男委員 必要であれば小委員会を設置して、この小委員会で検討するというようなそういう 答弁ですけれども、それではこの必要であればという、どこにその線引きがあるのか。一番大切なこと だと思うんです。新市とは、先ほど遠藤委員が言った期日とか、非常に大切な問題です。もう既にこの 提案、協議第8号、次回の中にはもう示されております。これらの重要な提案がこれらのものに付託されて、直接ここの協議会の中で協議をしていくのであれば、こういった小委員会なんかつくる必要がないのではないですか。この組織体系図も必要ないのではないですか。ある程度、これは幹事会なりなん なりで、これだけは重要な案件だからひとつ小委員会に検討していただくというような形の何かを示す 形が必要だと私は思うんですけれども、その辺は、ではこの協議会の中で小委員会をつくってください よと、これは小委員会で検討しますよというような、そういうことになるんですけれども、そういう形でいいんですか。

議長 ですから、さっき申し上げましたように、まさしくこの小委員会に付託をするという権限は協議会の皆さん方がこれは決めることなんです。ただ、提案側としては、この合併期日については小委員会を設けないで全員でやってはどうですかということで今提案しているはずです。それから、小委員会というものは、今次の案で出てまいります新市の名称、これは当初から小委員会に付託をして審議してはどうですかというふうな諮り方を今しておる訳です。それから、いずれこれからまたどんなものが出てまいりますか、議員の定数の問題、こういうものもやはりこれは我々10人の町村長で協議してもなかなかこれは当然決められないことであるから、協議会の中での小委員会で論議をしてくださいといったようなことになるだろうし、そのほかにもいろいろと出てくるものがあるだろうと思いますが、今提案しております期日については、14日としてはいかがですかと。全員でひとつ検討していただきたいというようなことで提案しておるものでございますので、ご了承賜りたいと思います。

**議長** (千葉伍郎委員より発言を求める声あり)ちょっとお待ちください、いいですか。武田さん。 武田正道委員 高清水の武田です。

直接この期日には関係ないことですけれども、一つちょっと確認しておきたいと思います。前にも一度申し上げたかと思いますけれども、先ほども住民代表の委員さんというお話がございましたけれども、私は住民代表は議長さん並びに議員さん並びに町長さんこそが住民代表であって、私どもは町民の中からランダムに選ばれて自由な意見を発言できる立場であると認識をしておりますので、その辺はそうでいいんですよね。ちょっと確認しておきたいと思います。いわゆる住民代表ということではございませんので。

それでは、本題ですけれども、今も津藤さんからもご質問がありましたけれども、小委員会の設置については、確かに不明瞭でありまして、こういう方式が出るのであれば、事前にこれとこれとこれは小委員会をつくりなさいと。あと、これとこれとこれは小委員会が必要ありませんと。この委員会で決定でもしておかなければ、最悪将来いろんなことがすべて小委員会は必要ありませんでしたということで、小委員会ができないでしまう可能性も考えられます。それから、小委員会なんですけれども、やっぱり問題なのは小委員会のメンバーです。その小委員会のメンバーの中にこの協議会からだれもメンバーに入っていないと。

だから、協議会としては事務局からいきなり提案されたような感がします。審議する場合にいつも言っているように時間のないこの会議で、前回も私もちょっとご意見を申し上げて一任ということで決まったようですけれども、うかつにも私は会議が早過ぎて一任という言葉を聞き逃しまして、事務局さんに再度確認したところ、あれは一任になりましたよということで、ちょっと会議というのは学校の学級会以来余り出たことがないものですから、会議の進め方にお慣れの皆さんにとってはちょっとまどろっこしいかもしれませんけれども、当然いろんなことを決める分科会という言葉も私なりに考えますと、当然この委員の中からいろんなグループに分けて検討がなされる、そういう組織ができるものではないのかなと予想してまいりましたが、どうやら現実は違っていたようです。その辺のことをお聞きしたいんですけれども。

議長 武田さんに申し上げますが、小委員会を設けて小委員会で審議する。小委員会の指名はこれは会長が指名することになりますが、委員はこの協議会の中から出るんです。これは事務局で勝手に決めるという訳ではありません。この小委員会は、この協議会でこの案件は小委員会に付託をして議論をして、まず協議会に報告して下さいというふうな結論になれば、その小委員会は会長が定数を何人にする、そして会長にお任せくださいということで協議会の委員の中から選ぶのが小委員会ですから。分科会とか、専門部会、これは事務局の問題なんです。ですから、委員の皆さんがなれる分科会というのはないので、小委員会の委員にはなれます。それ以外はなれないということです。それから、先ほど申し上げました2人のうち1人ずつ出すというまちづくり検討委員会、これにはこれは協議会の委員ということでなしに、町民の一人として町長が指名をするということにする訳ですから、その辺の立て分けをひとつお解り願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。(武田委員より「解りました」の声あり。)

それでは、次、そちらのどなたでしたか。

#### **佐々木幸男委員** 瀬峰の佐々木でございます。

この合併の期日、平成17年3月14日にするというふうな提案でございますが、これまでさまざまなご意見があった訳でありますけれども、先般、三日、四日前ですけれども、私ども瀬峰町議会がこの合併協で予定しております南アルプス市に視察研修した訳でありますけれども、南アルプス市は合併のモデルケースというふうなことで全国の自治体から視察が頻繁にあるようでございます。そういった中で、合併までの期日が短くて何も決めないで合併したというのが、概ねそういった状況にあるようでございます。例えば、保育料とか、あるいは水道料金といったものがその自治体によって違うと。こういう合併では私は合併ではないというふうに思っております。3月14日に合併をするというふうな期日を設定した場合、当然事務局とすれば、それまでそういったものは栗原10カ町村の住民が合併の恩恵を受けると、同じように受けるというふうなことができるのであれば、私は3月14日でいいんだろうというふうに思っておりますので、その点確認をしておきたいと思います。

**議長** 今ご質問を賜りました内容については、先ほど鶯沢の伊藤委員からもお話がございまして、 事務局としてはそれらについては十二分に検討いたしまして、それぞれのものが成案され次第、協議会 にお諮りをして、3月14日の合併期日には当然間に合わせていきたいということでございます。 次の方どうぞ。

佐藤利郎委員 花山の佐藤利郎です。

私は議会とかそういうものがほとんどわかりませんので、どういう質問をして、変な質問をしたなということを言われるかもしれませんけれども、ちょっと伺いたいと思います。

この間、2003年シンポジウムが盛岡でありましたね。片山総務大臣でしたか、あの方の話を聞きに行ったんですけれども、前回の協議会の中で合併の期日が3月14日にしないと、3月31日まで滞りなく終わらないということで、3月14日という案でありますというお話を伺いました。その中で、そういうものだなという話でこの間聞いてきたんですけれども、3月31日、4月1日前に10カ町村、例えば9カ町村でもどうでも構いませんけれども、合併しますよという意識があって出せば、それで手続上、決定しなくてもいいですよという片山大臣の話でした。その辺で、先ほどどこかの町とかで町長さんがどうのこうのとありましたね。その町長さんがどうのこうので3月14日に決定した方がいいのか、3月31日、最後で決定した方がいいのかということと、その3月14日に決定した場合に4月1日の新市スタートですよね。その間の予算とかいろんな関係の問題がないのか。その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

### 議長 ありがとうございました。

3月14日に合併期日を決めますと、3月14日から市になります。ですから、3月14日から10何日分の平成17年度の予算は組めない訳です、10何日間の市の。そして、16年度分の10何日分のこの予算は組みます。そして、17年度はまたこれは1年分の予算を組むということになります。そのようなことです。ですから、14日と決めても4月1日から新しい市になるのではない。期日を決めればそこから新しい市が発足するということでございます。それで、片山総務大臣が申し上げた、いわゆる3月31日以降でもいいのではないかといったようなこと。これは県庁から来ております鈴木さんに伺います。もとからこういう制度なんです。いいですか、鈴木さん。どうぞ。

## 鈴木国雄委員 県庁の鈴木です。

今のお話ですけれども、今の特例法では、17年3月末までに合併した際に特例措置が受けられるということになっているんです。それについて、昨年秋ぐらいからでしょうか、合併進捗がなかなか思わしくないという状況もあって、国の方で17年3月末までに各町議会の議決が終われば、合併の期日は3月31日以内ではなくても4月1日以降になっても構わないという仕組みを特例法の改正ということで考えているということが打ち出されてきているようです。それで、今の聞いているところでは、この秋の臨時国会にもその特例法の改正案が出されるというふうに聞いております。今現在の特例法では3月31日までの合併は必要ということなんです。

その狙いなんですけれども、先ほども言いましたけれども、合併の進捗が思わしくないところで出てきたというところで、まだ合併の枠組みにしっかり入って検討しづらいようなところへ向けて、今までですと、22カ月、約2年間、法定協議会での協議というのが必要になりますよと言っていたところをその期間を大幅に短縮する、あるいは合併の期日を4月1日以降に延ばすということで、今その取り組みが遅れている地域の皆さんでもまだ間に合いますよというメッセージだというふうに私は受け取っているんです。ただ、今もうこの栗原のように去年のうちから研究会があって、任意協を経て法定協というようなところについても、法律が改正になればその規定はもちろん適用になるとは思います。ただ、考え方なんですけれども、今まだ法律も決まった訳ではないところで、それはそうなるんだというところで、もう4月1日以降の期日を今の時点で決めるというのはいかがなものかなという感じがいたして

おります。以上です。

**議長** わかりました。佐藤さんどうですか。

佐藤利郎委員 ありがとうございます。

今会長さんのお話がありましたけれども、3月14日に合併スタートという場合に10何日間の市予算が市の方で決まるということであれば問題ないと思います。ただ、合併が4月以降になった場合、逆に各町村でその間のまた予算を組まなければならないと。一つを組むよりは十組むのは大変だということから考えれば私も3月14日が妥当と思います。以上です。

議長 ありがとうございました。

最後に、千葉さん。 (千葉伍郎委員より「あちらの方先にどうぞ」の声あり)では、高橋委員。

#### **高橋光治委員** 金成の高橋です。

私もこの今回の合併の期日については、若干疑問があります。なぜかといいますと、どうも会長のお話を聞いていますと、これは小委員会をつくらないで、3月14日ということを協議会の中で決めた方がいいというふうに伝わってきます。しかし、その経過を聞きますと、どうも小委員会にかわる10人の首長会議という小委員会が発足されていたのではないかというふうにも陰ながら見えるんです。であれば、先ほどから説明があったように町村長会議の位置付けがあいまいですから、合併の期日については町村長10名を委員として選んだ小委員会をつくってやるぐらいの、それでいいのかどうかは別にして、そういう方法論もあったのではないかと。

逆に言えば、それは津藤委員が言っていますように、次の協議第9号の関係、新市の事務所の位置なども、私なんかもこれは小委員会にかかるものだろうと。それぐらい重要であろうと考えていることが、どうも小委員会ではなしに、継続審議で最終的には決まらないでどこまでもいくような経過のように映ってきます。ですから、委員の皆さんの中から基本項目の5項目ぐらいはきちっと小委員会にかけるべきではないかというような意見が出されているわけですから、そうすればそれらをかけるかかけないかの、もう一つ踏み込んだ検討をされた中でやっていけばよろしかったのではないかなと私は思っているんです。どうも聞いていますと、小委員会が10人の町村長になっているような気がして、それを小委員会と言わないで、10町村の町長たちに聞いたならば3月14日がいいだろうということで決定したと。それをここに持ってきていますから皆さんどうですかというふうな経過に聞こえるのでありますが、そうではないという理解ですか、お尋ねします。

**議長** 町村長は最初から3月14日としたわけではありません。これはそれぞれの町村の分科会、専門部会、こういう機関でずっと論議をしてきたはずですし、させました。そして、出てきた結論が3月14日という結論でございまして、最初から町村長10人で3月14日を目途にして協議したものではないということをご理解ください。これは各町村の担当部局においていろいろと検討した結果、出てきた日にちでございます。なおかつまた、この日にちについてもなかなか職員で決められないというふうなこともございまして、結果的には何例かありまして、最終的には町村長がやはり14日がいいのではないかといったようなことで決定をしたと、この段階でですよ。しかし、これは協議会で決めなければこの14日というのは決まりませんから、あくまでも原案として提案する前のこれは町村長の考えでございますから、その辺ひとつご理解ください。

**高橋光治委員** そうしますと、合併の基本項目5項目、これらが重要な問題として提起されている

ときに、合併の期日も小委員会にも付託したとすれば、きょう決まるのではなくて、次回もう一回すれば1カ月後とか、余裕を持って決まるのに、なぜこの3回目のこの協議会で期日だけは明確にしなければならないのか。この辺が私は疑問として残るんです。ぜひこのマスコミ発表を先行しなければならないためにそういうことを決めなければならないのか。もしかしたら、逆に言えばこの瀬峰町の改選があるためにここを余り深い議論をしないで先に決めておくというような状況になっているのではないかと。その辺が懸念をされるわけです。

ただ、事務方の意見を聞きますと、どうも隣の登米なども含めまして、この間の説明もありましたけれども、土日を介さないと事務的な手続が大変難しいというような言い方もあるようですから、逆にその辺はきちっと小委員会などを私は立てて、それらも再三検討した中で、それが今回の第3回ではなくてもいいですから、きちっとした合併の期日を、やっぱり誕生日というようなことを決めていく方針の方がうんと良かったのではないかということで思っているんですが、これらに対してはいかが、会長、どう感じますか。先ほどの1回目と同じように、どうも10町村の首長たちの考えだけが先行するような気がしてならないんですが、いかがでしょうか。

**議長** なお、3月14日ということの期日を事務当局で検討した経過を、それでは事務局の方から 説明をいたさせます。

**濁沼事務局次長** それでは、説明をさせていただきます。

先ほど来、瀬峰の町長さんの任期のお話が前面に出ておりますけれども、これは前回の協議会でもご 説明をいたしました。3月14日にした要因は四つお話をいたしました。再度説明をさせていただきま す。

一つ目としまして、市の形成要件や財政支援措置等を考え、時限立法である合併特例法の期限内合併、すなわち平成17年3月31日までの合併を基本といたしました。

二つ目としましては、16年5月、来年5月の調印がなされた場合には17年3月まで10カ月という期間になります。この期間内に新市の予算編成、それから条例の整備、電算システム等の統合作業等を考えますと、期間として一番最長の3月を選定いたしました。

三つ目としまして、これは極めて大事な部分になります。10町村が既に稼働しております電算システムの統合、住民生活に支障を及ぼさない新電算システムの構築、このためには土曜日、日曜日でのネットワークの切りかえ作業が必要であります。なおかつ住民生活への影響や住民サービス、各種事務執行上でできる限り支障の少ない期日、それを月曜日としております。特に電算システムですと、今現在10カ町村では57の電算システムがあります。これを一つに統一するということでトラブルの発生、それからいろんなシステムの切りかえ、それを総合的に判断しまして、とてもこれは例えば平日にした場合、12時間の時間対応ではこれは不可能であるという部分がいろんな業者との協議の中で出ております。その結果、土曜日、日曜日を挟んで月曜日とした部分であります。

それで、最後の四つ目としまして、先ほどからいろいろご議論が出ております瀬峰町の町長さんの任期を最後に考慮したという部分で、くどいようですが、一番先に考慮しておりますのは電算のシステム、住民に迷惑をかけない確実な電算システムの切りかえ、この部分では土日を挟んだ月曜日しかないという部分で月曜日をとっております。ちなみに、17年3月の月曜日は、21日は春分の日でありますから、7日、14日、22日、28日、4日しかありません。この4日間の中でどの日を設定するか

という部分で最終的には3月14日を選定したということになります。以上です。

**議長** 町村長の考えで決めた訳でもありませんが、いずれ町村長が責任を持って14日という 内容からして、このような14日ということが出てきたということ、ご理解いただきましたでしょう か。はい高橋委員。

高橋光治委員 それらの考え方が今後の提案の中にもあっては困るので、他の議員も言っていますけれども、小委員会で検討すべき事項は、内容が小さくても大きくてもこれは小委員会的に検討していくのだという事業ごとの、48その他のやっぱり分け方をするようなスケジュールをぜひ議論をしてくべきではないのかと私は思っています。今の説明を聞きますと、瀬峰町の関係は第4番目ということで理由をつけているようでありますが、第1番目の月曜日ということを相当強調されますが、そうであれば、やっぱりそれは7日か14日か22日、28日がいいのかと、この辺を逆に瀬峰の第4番目がなかったならば相当議論したのではないかと私は思っているんです。逆に登米側はその後のどこかの町村の任期があるから22日という三連休を選んだんでしょう。逆に言えば、瀬峰があるから14日なのではないですか、栗原は。随分、4番目と言っていますけれども、私から言わせると、14日に決まるのは 瀬峰町の4番目があるから決まるのではないかというふうに思えてならないのですが、そう考えるのは 私だけでしょうか。

**議長** そのほかございませんか。はい千葉委員。

**千葉伍郎委員** この会議で決めていくということですから、お互いに納得できるような議論をして みたいと思います。

まず一つは、先ほど会長の方から答弁を県の方ということで、名簿を見ましたら22番目の委員になっているんです。会長の方から委員に答弁させるんですか、これは。もし、それだけ大事な方でしたら、執行部の後ろ側にいて参事役できちんと据えつけていただかないと、これはまず会議の成り立ちからいっておかしい。それから、鈴木さんに申し上げますが、現行法律の状況はどうなっているのかというのは私は十分知っているつもりです。さっき花山の方に申し上げましたとおり、そういう政治情勢になっているということを私は聞きたかったんです。現行の規制はどうなっているか。現状はどうなっているかというのは私は判っています。その上に立って、どういう今政治情勢になって、先ほど言ったように、秋の臨時国会等々でそういう問題が今現実の問題として出ているのではないですかということをお聞きをしましたら、一辺倒に現行法はありませんと、こういうあじゃらな答弁をされたのでは、私はちょっとこの会議にはなじまないです。ですから、そういう立場でお話をするんでしたら、どうぞ会長さんの後ろの方に行って、よく打ち合わせをしてやってください。委員の中から委員同士で討論しているという訳にはいかないんです、これは。まず一つそれをきちっとして、私は会長さんにお願いをしておきたいと思います。

それから、今まで議論しました、それは瀬峰の議長さんからも言われました、町長さん方はそちらに行っていた方がいいのではないかという話をされました。私はだから10町村の町長さん方、理事会方式で責任を持って提案をしてくださいと。それができないということですから、では会長、副会長以外はみんな同じことですねということを指摘しました。そうしたら、第2回目の会議の終了の閉会のあいさつの際に、副会長の方から私も言いたいことはいっぱいあるのだと。しかし、あそこに座っている関係上、言えないのだと。町村長会議に行って袋だたきに遭いますと、ここまで速記録に載っているんで

す。ですから、私は10町村の首長さん方が責任を持ってこの協議会に提案をするのであれば、私は改めて問題を提起しますが、やっぱり理事会方式で組織上、明確にしておいてこの議論をしてほしいなというふうに私は思っているわけです。

それから、期日の問題は先ほど言いましたように、そういう政治情勢等々があれば、今ここで3月14日に決めざるを得ないというのは、先ほど来どなたかが言いましたように、瀬峰町の町長選挙の取り扱いだけなんです。ですから、私は14日という期日を決めるのはいかがかと。それから、皆さんで決めるんですからといいますと、今執行部はこういうことですという提案したことを否決したことになるんですよ。協議することは一向に構わないんですが、ではそれではなくてとやったならば、執行部提案を否決したことになるんです。そうならないようなやっぱりシステムをするためには、今言ったように、小委員会なりそういうものの基本項目、少なくとも合併に伴う基本項目については、私の本当の気持ちからすれば満場一致で決めてほしいというのが偽らざる気持ちであります。したがって、それにはこういう雰囲気の中での議論というのはなかなか、一般の方も含めてなかなか発言しづらいような雰囲気になっておりますので、もう少しやっぱり会議の進め方については一考をしていただきたいと、このように思います。以上です。

#### 議長 わかりました。

この合併期日について、いろいろと議論があります。小委員会制度で論議してはどうか、ここで決めてはどうかといったようなことでございますが、会長としてはこの14日というのは、先ほど事務局が申し上げたように、まず栗原郡10カ町村が合併するのであれば14日が一番適正な期日であるということ。このことについて10人の町村長も協議をして14日がよいということにいたしました。いかがでしょう。この14日ということについて、本日決めてまいりたいとも思いますが、そうでなければ、これは後にまた繰り越しをするか、それから小委員会にかけるのかというふうなことになるわけですが、どうでしょう、皆さん、きょう決められませんか。どうぞ。高橋委員。

#### **高橋義雄委員** 若柳の高橋です。

今まで各委員の皆さんからいろいろと議論がありましたけれども、今議長が決められませんか、どうしますかというような話ですけれども、いろいろな各委員からの議論があった中で、賛成、反対、いろいろあったようです。ですから、執行部側、事務局側の考えも私は理解はしたつもりであります。それで、この合併の期日については、私はこれでいいと思います。例えば、今さまざまな議論をなされた中で、片山総務大臣が話したというその期日問題云々につきましても、例えばそれを決めないで、それを見ながら、横にらみしながら、では5月でもいいだろうとか、そういったような話になれば、またまとまらない話ですよ、これは。ですから、これが一番いいということで、精査していろいろ議論した中で提案したということですから、私はこれについては賛成です。

ですから、くどいようですけれども、先ほど賛成の方、反対の方がいますが、そのほかにお話にならない方、意見をいっぱい持っていると思うんです。お話にならない方々の意見は聞こえないんです。言いたくてもまだ言っていない方もたくさんいると思います。ですから、その意思表示をしていただくためには、場合によっては採決ということはこれは当然必要なことだと思うんです。いつまでもこういう議論を続けておったのでは、入り口の議論です。期日の部分については根幹の部分ですから、それはそれで大切なことです。小委員会が必要という意見もこれも分かります。しかし、きょうこの期日につい

ては私は決めていいと思っていますので、その辺を皆さんに伺っていただきたいと、このように思います。

それから、これはもう余計なことですけれども、会長が議長をしていまして、答弁も会長がします。 どうしても何か違和感を覚えるんです。先ほど、どなたかから話がありましたけれども、会長、副会長 さん、それから町村長さん方、いろいろ協議しながらここに提案しているということでありますから、 会長が一人で答弁しないで、各町村長さん方にもこういう考えがあるんだよということで説明していた だくということも非常に大切なことだと思いますので、これは議長をしている会長がそれはそちらの方 に振ってもいいのではないかと私はそう思うんですが、とにかく皆さん方の意思を、意見を聞いていた だきたいと思います。さまざまな聞き方、取り方はあると思います。以上です。

議長 ありがとうございました。

今高橋委員から結論的な意見が出ました。どうでしょう。ここで3月14日の期日、決めていきたい と思います。いかがですか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい。できるだけ意見を聞いて決めていきます。はい、白鳥さん。

白鳥文雄委員 一迫の白鳥です。

合併の期日、3月14日については私もよろしいと思います。小委員会やら幹事会やらで十分もんで 絞り出してきた日にちだと思いますので、瀬峰町長さんの任期の話も事情の一つには入ってはいると思 うんですが、さまざまな要件、案件、そういったものを照らし合わせながらこの数字を選んだと思いま すので、栗原のさまざまな条件、状況、そういった整合性を踏まえての14日だと思います。私はこの 期日はよろしいと思います。特に、電算のシステムを一斉に稼働するということであれば、不具合やら 何やら恐らくなくはないと思いますので、業務が集中する年度末を避けてというのは非常に喜ばしい時 期の設定ではなかったかなと思います。以上です。

議長 ありがとうございました。

ここでこの協議第5号合併の期日について、これはここで採決というふうなことになりますと、大変面倒になりますので、賛成多数というふうなことで決めていきたいと思いますが、3月14日、ご異議ございません方、挙手をしてください。

〔賛成者挙手〕

議長 ありがとうございました。賛成多数でございます。

それでは、協議第5号の合併の期日については、平成17年3月14日と決定をいたします。よろしいですね。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。

12時まで、あと15分しかございません。協議事項を進めてまいります。

## 協議第6号 新市の名称について

**議長** それでは、協議第6号新市の名称について、これをご説明しておりますので、これについて 質疑等ございましたらお願いしたいと思いますが、このことについて簡単にもう一回事務局から説明さ せますからお聞きください。事務局。

**濁沼事務局次長** それでは、前回も説明させていただいておりますけれども、簡単に説明をさせていただきます。

提案の内容としましては、公募方式で小委員会に付託し、協議会で決定するという内容の提案であります。これはなぜ小委員会に付託するかという部分ですが、これは公募方式ということにしております。この公募方式になりますと、例ですけれども加美町の場合には3,555の名称の応募があったという事例があります。栗原の場合ですと面積的にも広くなりますから、少なくとも加美町以上の公募件数が発生するだろうと。そうしますと、これを最終的に1案に決定するのには結構集約等も含めて時間を要するだろうということで、小委員会に付託し、内容的には5作品程度に小委員会で集約をして、その内容を協議会に諮って、最終1案に決定するというような運びにしております。以上です。

**議長** 大まかな新市の名称の方法等については以上のとおりでございます。これを小委員会に付託 をいたしまして、協議会で決定をするということの方法でいかがでしょうか。どうぞ、千葉委員。

**千葉伍郎委員** 小委員会に基本的に付託をするということについては結構だと思うんですが、この後に提案をされます協議第9号の慣行の取り扱いの中での市章、あるいは市木、市花ですか、鳥とか、こういう虫、これらも含めて一緒に公募をするというような考えはなかったんでしょうか。

**議長** 事務局、その点どうですか。

**鈴木事務局長** 今回については、あくまで名称の部分ということで考えておりました。先進事例等々にもあるようですけれども、後で協定項目、慣行の部分で提案するわけですけれども、そうした中で具体的な市章であるとか、シンボルマークといいますか、そういったものを含めて先進事例では、提案の中でお話しすることになろうかと思いますけれども、例えば新市において調整するんだよというようなことで、その中でデザイン募集とか何かをやっている事例があったようでございます。事務局としてはそれとあわせてという考えはありませんでした。

#### 議長 はい千葉委員。

**干葉伍郎委員** 全く先進地事例という人まねの話ですが、言葉を返せば申し訳ないんですが、こういうことが少なくとも議論をされないで先進事例と、こういう形で小刻みに提起をしてくる。一体この新しい市の誕生というものを事務的に全くこういうふうに考えていく、その事務当局の考え方の根底が私はわからないです。やっぱり、もっともっと新しい市ですから神聖なものだということで、私は新しい名前と、あるいは新しい市の章をどうするかというものは私は当然小委員会をつくって、あるいは公募をしてやるわけですから、これはこういう議論をきちんとしてもらわないと……

**議長** 千葉さん、協議第9号の提案のとき、またお伺いします。まずもってこの新市の名称についてお伺いしていましたから。

**千葉伍郎委員** 関連しているから聞いているんです。なぜ議論しなかったんですかと、こう言っているんです。先進事例にないからということはないでしょう。

**議長** 今事務局が説明したとおりです。

それでは、協議第6号新市の名称については、今の方法でもって選考していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** はい。それでは、以上のとおり決めます。

それから、小委員会でございますが、これは合併協議会規約によりまして、第11条で「協議会は担任事務の一部について調査、審議等を行うため、委員をもって組織する小委員会を置くことができる。 小委員会の組織及び運営その他の必要な事項は会長が別に定める」ということで規定がございます。 その中で委員は会長が指名すると、そういうことになりますので、委員については後でご委嘱を申し上げますので、ひとつなおまた次の協議会の際に小委員会の委員はこのように決めましたということをこちらからご報告していきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** はい。それでは、協議第6号については、以上のとおり決定をします。

### 協議第7号 電算システム事業について

**議長** 次に、協議第7号電算システム事業について、このことについても説明をいたしまして提案 いたしております。このことについては、いろいろと事務的な内容がたくさんございます。ご意見等も しございましたらお願いしたいと思いますが、これはこの提案いたしました内容で……(伊藤竹志委員 より「はい」の声あり)。どうぞ、伊藤さん。

伊藤竹志委員 電算システムについて、この間も私は気になったんですが、きょう新たに6番目のところに出てくるんですが、行政区の取り扱いかな、合併後どのようにして行政を分けるのかというのは今後ちょっと提案されるようですけれども、私はそれを待っての方が事務局の方もいいのではないかという気がするんですが、それによって大分電算システムの仕方について変わってくるのではないかというのが一つです。もう一つは住基ネットの関係、その辺の安全性はどのように対策をとられているかというこの2点についてお願いします。

議長 今の質問の内容、事務局、答弁。

**二階堂事務局次長** 協議第7号での提案につきましては、一番このシステムの中での最上段の考え 方という提案です。それで、これまで各町村でいろんなシステムを使っているわけですけれども、57 のシステムについては統合しますという意志統一をこの協議で決定をしてほしいというものです。

なお、それをどのように統一をしていくかというのは、この決定を受けて、これから進めていって、 合併期日まで間に合わせていきたいというものですので、行政区の名前等が決まってからということ、 もちろんそれも関係すると思いますけれども、それらはこの作業の中で取り組んでいくということにな ろうかと思います。

あと、住基ネットを稼働しているわけですが、この電算システム、ネットワーク等々も絡んでくると 思うんですけれども、その辺のセキュリティー問題についてもこれから検討をしていくということで、 まだ具体的にどこをどうするかというところまではいっておりません。

#### 議長どうぞ。

伊藤竹志委員 あと、もうちょっと具体的に住民のどこのどの部分までの情報を統合するのかと。 当然、行政ですから生年月日から何から始まるんでしょうけれども、税の問題だとかいろいろあると思 うんですけれども、どの程度まで統合して、後々は国の方も住基ネットの中でそういった情報もできる ようになるよという話もちょっと聞いているんですけれども、それとの関係ともちょっと今疑問になっ たものですからお願いします。

議長はい。事務局。

**二階堂事務局次長** お答えします。

協議第7号で資料等をつけましたA3版の資料がございますが、ここに57のシステムがございます。住民記録系、いわゆる印鑑登録とかの関係、それから税関係、固定資産税、軽自動車税、このように住民の生活にかかわる部分と、さらには次のページにいきましても福祉分野、教育分野、選挙、こういった各項目、今各町村が電算を使って事務処理をしているシステム、57について統合するというものでございます。

なお、今後検討の中でこういった新しいシステムを導入してはどうかといったものがあれば、その導入についても検討しながら、事務の効率化を図っていくといった考え方が基本的な考え方です。

議長 よろしいですか。

伊藤竹志委員 わかりました。このシステムだけではなくて、専門部会でもそれぞれやられていると思いますので、やはり今会議の日程はどのようにされて、それで議題はこういう議題でやっているよということをやはりこの場にある程度情報を、決定事項だけではなくてそういうことも教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 いいですか。 (伊藤竹志委員より「解りました」の声あり)

それでは、この協議第7号の電算システム事業については提案してあるとおりで決定していきたいと 思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、協議第7号についてはただいま協議 してあります原案のとおり決定をさせてください。

以上でこの協議事項は終わりました。

第6の提案事項にこれから8、9、10、11と4カ件あるわけですが、実はきょう午後からいろいると用事のある方も中にはあるようでございます。そういうことで、ここで若干休憩をしますが、休憩後、お昼の準備もありません。ですから、引き続いてこの提案事項について提案をして説明をして、次回に今度はこの協議をするということにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さん、ご協力賜りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** はい。それでは、ただいまこの時計で58分です。0時5分まで休憩します。町長さん方、 ちょっとご相談したいので前の方に来ていただけますか。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩 午後 0 時 0 7 分 再開

**議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次第に従いまして進めてまいります。大変ご苦労さんです。ひとつ昼食抜きにして審議してまいります。

## 6.提案事項

**議長** 6番目の提案事項、協議第8号から協議第11号まで4カ件ありますが、これは一括提案いたしまして、事務局の方から説明をいたさせます。

なお、またその中でいずれこれは説明しただけで終わって、あと次の会議で協議をするという方法で やってまいります。

なお、この協議第8号新市の事務所の位置について、これらについては先ほど来いろいろと別問題ではございましたが、ご意見がありました。そういうものもとくとこれは皆さん方のご意見を聞いていかなければならないものであろうと思いますので、まず一括議題にいたしまして、説明をした後でこの第8号について会長の方から説明をして、きょうは提案を終わっていきたいと思います。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

協議第 8号 新市の事務所の位置について

協議第 9号 慣行の取扱いについて

協議第10号 行政区の取扱いについて

協議第11号 広報・広聴関係事業について

議長 それでは、6の提案事項、協議第8号新市の事務所の位置について、協議第9号慣行の取扱いについて、協議第10号行政区の取扱いについて、協議第11号広報・広聴関係事業について、以上4カ件を一括提案してまいります。

事務局の方から順次各号に従って説明をいたさせます。

**濁沼事務局次長** それでは、新市の事務所の位置についてご説明をいたします。

協議第8号

新市の事務所の位置について

新市の事務所に位置について次のとおり提出する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会会長 菅 原 郁 夫

新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。

新市の事務所の設置方法は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする。

合併後5年を目標に新庁舎建設を図る。建設場所は築館町周辺とするという内容を提案するものであります。

新市の事務所の位置につきましては、合併協定項目の基本 4 項目の中でも将来的にも現実的にも最も 地域住民の関心のある事項であります。新市の発展方向をも左右する事項であると考えられます。総務 専門部会におきましても調整結果までは数多くの意見が論じられました。特に、新庁舎の建設につきま しては、建設事業費の問題があるにしましても、早い時期での新庁舎機能を確立するため、平成 2 2 年 までに新庁舎建設を図ること。また、小委員会に付託し、協議を進めていく方法につきましては、基本 的にどのような議論がなされようと全体協議会の場において議論していくことが極めて大事であると集 約をされました。

1ページをご覧いただきたいと思います。

(1)は、当分の間、築館町役場を本庁舎とした理由を記載してあります。

地方自治法第4条第2項では、事務所の位置を定める場合、住民の利用や利便性を考え、交通事情や他の官公庁との関係についても考慮することとしています。このため宮城県築館合同庁舎、築館税務署、仙台法務局築館支局、築館公共職業安定所、築館簡易裁判所、築館警察署、築館統計情報出張所等と同一町に設けることを適当といたしました。

二つ目としましては、合理的判断の基準としまして、栗原中央病院や栗原地域広域行政事務組合、消防本部ですが、広域的法人としての栗っこ農業協同組合や栗原農業共済組合の事務所及び位置をも考慮しております。

三つ目としまして、現代の車社会を考慮し、車で15分圏域内に最も多くの庁舎をカバーできる庁舎 を選択いたしました。

四つ目としまして、高速交通体系としての築館ICや、くりこま高原駅までの所要時間等も考慮いたしました。

五つ目としまして、近年に極めて発生率が高いとされます宮城県沖地震等を考え、災害防災本部機能 を確保するため、耐震対応庁舎の中から選択をしております。

- (2)は一部分庁方式を含めた総合支所方式とした理由であります。
- 一つ目としまして、本来、本庁の中枢機能は1カ所にまとめることが理想でありますが、その中枢機能を1カ所に集中して配置できる庁舎は既存庁舎の中にはありません。このため一部中枢機能を複数庁舎に配置し、分庁機能を持たせることにいたしました。
- 二つ目としましては、住民サービスの低下を招かない組織、機構を優先し、各地域住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる部門を総合支所に残しております。
- 三つ目としまして、地域に密着した効率的な保健指導や介護予防、生活支援サービス等を提供するため、保健福祉部門の機能を総合支所に残しました。

四つ目としまして、各地域における産業振興や基盤整備の推進等を図るため、事業部門を総合支所に 配置しております。

五つ目としまして、既存する10町村の庁舎を有効的に利用し、住民課題に迅速かつ的確に対応できる総合支所方式といたしました。

次に、合併後5年を目標に新庁舎建設を図るとした理由であります。

- 一つ目としまして、人口規模が8万人程度となる新市の場合、行政組織を複数庁舎に機能分散し続けることは、行財政の運営上、極めて非効率的であると考えました。
- 二つ目としまして、新庁舎を持つことにより住民意識の中に旧町村の枠組みを超えた新市の一体感が 醸成されるものと考えました。
- 三つ目としまして、行財政運営の効率化を図ることにより、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供が可能になると考えました。

四つ目としまして、財政支援策としての合併特例債を充当するため、特例期限内の建設を図るものと

#### 考えました。

次に、ページは飛びますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページの参考資料1は、一般的に庁舎の設置方法として考えられます三通りの方法を対比して表しているものであります。

本庁方式は、すべての行政組織、機構を1カ所に集中し、他の庁舎は支所もしくは出張所とし、地域住民に直結する窓口的な業務のみを残すものであります。この方法のメリットとしましては、職員等の人員削減や事務の執行上の効率化が大きいこと。住民に与える新市誕生の印象が大きいことなどが考えられます。一方、デメリットとしましては、新庁舎を建設するとした場合、多大な建設費用を要すること。本庁舎から遠距離にある住民へのサービスの低下等が考えられます。

分庁方式は、総合支所方式において本庁に設置する機能を複数の庁舎に振り分ける方法であります。 この分庁方式では既存施設を利用するため、庁舎整備費等は低額で済むという利点がありますが、一 方、各事務部門ごとの窓口が分散するため、一時的に住民に戸惑いが生ずることが懸念されます。ま た、管理部門も分散することから事務執行上は極めて非効率的であると言われております。

総合支所方式は、管理部門や事務局部門の総務、企画、財政、議会、教育委員会、選挙管理委員会等は本庁舎に、その他の行政組織部門は総合支所としてそのまま旧庁舎に残すとする方法であります。この総合支所方式は地域住民や職員にとりましては最も現況に近く、行政サービスもこれまで同様に提供できることから、合併による事務処理の違和感が少ないのが一番だと言われております。しかしながら、人件費や物件費の削減、合併による事務的効果等は余り期待できず、住民にとりましても新市誕生の自覚、印象が薄くなるというデメリットが生じます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページは、当協議会の新市に係る庁舎配置イメージをあらわしたものであります。

左欄の は一部分庁方式を含めた総合支所方式であります。既存の10町村の庁舎すべてを総合支所とし、住民サービスの低下を招かないため、また住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる部門や地域の産業振興、基盤整備促進のための部門等を配置しました。また、本庁舎に本庁舎機能である管理、事務局部門のすべてが入り切れないため、その機能の一部を複数庁舎に振り分け、分庁舎とするものであります。

それでは、右欄の北上市の組織機構図を参考事例として説明をさせていただきます。

まず、本庁舎となります左側のイメージのA総合支所に新市の管理中枢機能なる の企画調整部門やの財政部門を配置いたします。その他の の生活環境部門、 の保健福祉部門、 の農林部門、 の商工部門、 の建設部門にかかわります一般業務につきましては、これまで同様すべての総合支所に残しますが、 から の各部門を束ねます管理機能のみを一部の総合支所に集約し、分庁舎といたします。例えば、 の生活環境部門の管理機能はC総合支所に、 の保健福祉部門の管理機能はD総合支所に、 の農林部門の管理機能はG総合支所にという組織になります。このように、一部管理機能が置かれた総合支所が分庁舎となる訳であります。

右欄下の は新庁舎建設後の本庁方式であります。10町村の庁舎組織、事務機構をすべて本庁舎に 置き、他の庁舎は支所、出張所とし、住民に直結する窓口機能のみを配置するとするものであります。 3ページをご覧いただきたいと思います。 3ページは10町村の現在の役場位置と地理的条件、本庁舎の構造、敷地関係等をあらわした資料であります。ご覧のとおり、10町村の既存庁舎構造は鶯沢町を除きすべて鉄筋コンクリートづくりとなっております。平成年代に入ってから建設されました庁舎は築館町、鶯沢町、金成町、花山村の4庁舎であります。この4庁舎は一定の耐震構造となっております。また、庁舎にエレベーターが設置されておりますのが築館町と金成町、庁舎の延べ床面積と敷地面積が一番多い庁舎は築館町となっております。駐車場の収容台数が多いのは築館町、若柳町、金成町の200台となっており、会議室の数及び会議室の収容人員が一番多い庁舎は金成町となっております。次に、議場の関係ですが、現議席数の一番多い庁舎は築館町となっておりますが、築館町と若柳町の議場につきましては、30議員議席まで確保できる議場面積となっております。

5ページの参考資料2は、先ほどの当分の間、築館町役場を本庁舎とした場合の一つとして、地方自治法第4条関係の法令の抜粋であります。

次の6ページの参考資料3は、10町村の既存庁舎からの半径10キロ圏域をあらわした図であります。築館町を中心とした場合にはこの圏域に既存する7町の庁舎が、金成町や志波姫町を中心とした場合には圏域に5町の庁舎が網羅されます。半径10キロ平方メートルは車で時速40キロの場合、15分圏域であります。参考としてご覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

**議長** それでは、続いてこの協議第9号慣行の取扱いについての内容の説明をいたします。

**千葉事務局次長** それでは、慣行の取扱いについてご説明させていただきます。

協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会会長 菅 原 郁 夫

慣行の取扱い

市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて新市において定めるものとする。

宣言については、新市において調整するものとする。

表彰等については、新市において調整するものとする。

なお、現在の各町村の名誉町村民等の処遇についても新市において調整するものとするという提案で ございます。

資料の方でございますけれども、次のページ、A3の資料でございます。

これにつきましては、町村章、それから町村民憲章、町の木、花、鳥、虫、歌、それから宣言、表彰 等の現況を載せてございます。それぞれ違いがございます。それで、調整案につきましては、新市にお いて定めていくとしたものでございます。

以上、簡単なんですけれども、説明を終わらせていただきます。

議長 慣行の取扱いについての説明を終わります。

それでは、協議第10号の行政区の取扱いについての内容の説明を求めます。

### 千葉事務局次長

協議第10号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会会長 菅 原 郁 夫

行政区の取扱い

行政区については、当面現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。

行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名(町、村の表記は除く)をつける。 (ただし、既についている名称は除く)という提案でございます。

資料の方でご説明いたします。

行政区数でございますけれども、各町村9から50地区までばらばらの行政区でございますけれども、総数といたしまして256地区ございます。行政区の名称でございますが、表中太字になっているんですが、ちょっと見づらいかと思いますけれども、 になっているもの、この地区名につきましては、他町村と同一の行政区名か、あるいは類似している行政区名があるということでごらんになっていただきたいと思います。この資料に基づきまして、 番の行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名をつけるという調整案になってございます。以上でございます。

**議長** 協議第10号の説明が終わりました。以上のとおりです。

続いて、協議第11号広報・広聴関係の事業についての説明を求めます。

千葉事務局次長 続きまして、

協議第11号

広報・広聴関係事業について

広報・広聴関係事業について次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会会長 菅 原 郁 夫

広報・広聴関係事業

新市のおいても広報紙を発行するものとする。

- ・発行回数は月1回とし、発行日は1日とする。
- ・広報紙の配布物については、現行どおり行政区長を通じて配布するものとする。
- ・広報紙の編集に当たっては、広報編集委員会等を設置して広報紙の発行が円滑に行えるよう、新市 において調整する。

新市における要覧については、4年に1回発行するものとする。

広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し、市政に反映できるよう に新市において調整する。

ホームページについては、新市において新たに開設するものとするという調整案でございます。 資料の方をごらんいただきたいと思います。 まず、広報紙の関係でございます。当然ながら、名称、それから企画、それから編集方法、主な掲載 内容ですか、この辺各町村で違ってございます。それで、新市において統一するという調整案でござい ます。

要覧の作成につきましても、各町村ばらばらの予定になってございますので、この辺も統一していく ということでございます。

それから、広聴事業につきまして、懇談会、座談会等の開催でございますけれども、これらも各町村で年1回だったり、2年に1回だったり違いがございますので、この辺の統一を図っていくというものでございます。

それから、ホームページにつきましても、つくり込みその他違いがあるということで、新市において 統一したものにしていくという資料でございます。以上でございます。

議長 ただいま提案事項、協議第8号から第11号まで提案いたしまして、それぞれ説明をいたさせました。このことについては、次回の合併協議会で協議をして決定をしてまいります。しかし、この第8号新市の事務所の位置等について、このことについては、先ほどいろんなことで関連がございまして、ご意見がございました。ここでこのように提案をいたしておりますが、協議会において委員の皆さん方、これはやはり当然小委員会をつくって、小委員会で議論をすべき、そしてやはり結論を得るべきであるというふうなご意見があれば、協議会で小委員会に付託をするというふうなことになりますれば、これは当然小委員会に付託をして承認することも決してやぶさかではないこれは協議事項でありますので、これは次回の委員会の際にそういうものを含めていろいるとご意見を承ってまいりたいと思いますので、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**議長** それでは、本日は以上の提案事項でもって終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございました。

#### 7.その他

**阿部事務局次長** それでは、時間も時間なので手短にお話をさせていただきます。

まず、1点目ですが、お手元の資料の中に9月19日金曜日、第4回の協議会のときに、それに先立って開催します合併推進セミナーについてのご案内でございます。これは協議会の委員さん、各町村の議員さん及び職員の方々を対象にして開催いたします。講演をお願いしております兵庫篠山の市長さんが公務のため日帰りされるという関係上、やむを得ず開催時間が午後0時45分ということになりました。あらかじめご了解、ご了承いただきたいと思います。

なお、セミナーの出欠につきましては、文書に添付しております出欠の報告書、もし可能であれば、 きょうこの協議会終了後にでも受付の方にお渡しいただければと思います。

なお、ご都合が不明な委員さんにつきましては、9月12日ころまでに事務局の総務の方にお電話等でご連絡いただきたいと思います。

2点目なんですが、各町村の議長さん方へのお願いでございます。文書もお渡ししておりますが、9月19日は各町村で9月の定例議会中でございます。本セミナーの趣旨等をご理解いただきまして議会の日程の方の調整をお願いできればと考えております。

3点目は、9月19日はセミナーの終了後は協議会がありますが、セミナーが終わってから協議会まで会場が同じ場所になります。入れ替えの作業がございまして、おおむね30分程度必要になりますので、その間はエポカの中でお待ちいただければと思います。おおむね開催時間は3時くらいを予定しております。当初予定では3時半ということでしたが、よろしくお願いしたいと思います。

最後、4点目、これは先進地視察についてです。本日、先進地視察のご希望をお寄せいただきました。全員の方ではないんですが、概略で集計しましたところ、かなり参加の人数にばらつきがございます。視察先の受け入れ状況を再確認いたしますが、場合によっては第2希望とならざるを得ない場合もございますので、これまたあらかじめご了解いただきたいと思います。

なお、費用の方につきましては、かかる旅費の範囲内で行えるように予定しておりますので、なるべく自己負担等がないように今計画しております。 9月の早々には調整次第、委員さん方に別途ご連絡いたしまして、また後日打ち合わせの機会を設けたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

## 8.閉 会

**鈴木事務局長** それでは、本日長時間にわたりましてご協議賜り大変ありがとうございます。ここで閉会のごあいさつをいただきたいと思います。瀬峰町議会議長佐々木副会長、お願いいたしたいと思います。

**佐々木幸一副会長** それでは、地元ということでございまして、閉会のごあいさつをやれということでございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さん方には10時から時間を延長いたしまして、午前中で終わる予定が12時半まで本当に積極的にご審議を賜りました。報告に対する、そしてまた協議事項であります第5号から第7号までいるんなご意見をいただきました。これも栗原が一つになって合併に向かっていくという前向きなご意見だったと、このように私は解釈しております。これからも皆さん方のただいまいただきましたご意見などを参考にしながら、しっかりと進めてまいるようにしていかなければならないなと、このように思っておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げますとともに、本日南の外れの瀬峰町まで遠いところおいでいただきましたこと、心から感謝申し上げまして一言閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にご苦労さまでございました。

午後0時33分 閉会